

## 全体貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	28,826	固定負債	18,796
有形固定資産	27,599	地方債等	12,731
事業用資産	10,421	長期未払金	-
土地	1,251	退職手当引当金	797
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	22,128	その他	5,268
建物減価償却累計額	△ 13,377	流動負債	3,492
工作物	963	1年内償還予定地方債等	1,079
工作物減価償却累計額	△ 595	未払金	30
船舶	2	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 2	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	52
航空機	-	預り金	2,332
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	22,288
その他減価償却累計額	-	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	50	固定資産等形成分	30,572
インフラ資産	16,161	余剰分(不足分)	△ 18,525
土地	67	他団体出資等分	-
建物	2,271		
建物減価償却累計額	△ 767		
工作物	30,980		
工作物減価償却累計額	△ 16,392		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	2		
物品	4,493		
物品減価償却累計額	△ 3,475		
無形固定資産	47		
ソフトウェア	47		
その他	0		
投資その他の資産	1,180		
投資及び出資金	648		
有価証券	-		
出資金	648		
その他	-		
長期延滞債権	159		
長期貸付金	5		
基金	376		
減債基金	-		
その他	376		
その他	-		
徴収不能引当金	△ 9		
流動資産	5,509		
現金預金	3,709		
未収金	54		
短期貸付金	-		
基金	1,746		
財政調整基金	1,540		
減債基金	207		
棚卸資産	0		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
繰延資産	-	純資産合計	12,047
資産合計	34,335	負債及び純資産合計	34,335

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

## 全体行政コスト計算書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	10,201
業務費用	4,146
人件費	1,100
職員給与費	832
賞与等引当金繰入額	49
退職手当引当金繰入額	-
その他	220
物件費等	2,782
物件費	1,342
維持補修費	96
減価償却費	1,344
その他	-
その他の業務費用	264
支払利息	124
徴収不能引当金繰入額	1
その他	139
移転費用	6,055
補助金等	4,897
社会保障給付	1,156
その他	2
経常収益	465
使用料及び手数料	387
その他	78
純経常行政コスト	9,736
臨時損失	0
災害復旧事業費	-
資産除売却損	0
損失補償等引当金繰入額	-
その他	0
臨時利益	9
資産売却益	1
その他	8
純行政コスト	9,728

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

## 全体純資産変動計算書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	12,321	31,051	△ 18,730	-
純行政コスト(△)	△ 9,728		△ 9,728	-
財源	9,375		9,375	-
税収等	5,570		5,570	-
国県等補助金	3,806		3,806	-
本年度差額	△ 352		△ 352	-
固定資産等の変動(内部変動)		△ 483	483	
有形固定資産等の増加		659	△ 659	
有形固定資産等の減少		△ 1,346	1,346	
貸付金・基金等の増加		618	△ 618	
貸付金・基金等の減少		△ 415	415	
資産評価差額	-	-		
無償所管換等	5	5		
他団体出資等分の増加			-	-
他団体出資等分の減少			-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	74	-	74	
本年度純資産変動額	△ 273	△ 478	205	-
本年度末純資産残高	12,047	30,572	△ 18,525	-

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

## 全体資金収支計算書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	8,901
業務費用支出	2,846
人件費支出	1,111
物件費等支出	1,473
支払利息支出	124
その他の支出	138
移転費用支出	6,055
補助金等支出	4,897
社会保障給付支出	1,156
その他の支出	2
業務収入	9,777
税込等収入	5,598
国県等補助金収入	3,709
使用料及び手数料収入	392
その他の収入	78
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	0
臨時収入	0
<b>業務活動収支</b>	<b>877</b>
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	1,276
公共施設等整備費支出	657
基金積立金支出	594
投資及び出資金支出	1
貸付金支出	24
その他の支出	-
投資活動収入	554
国県等補助金収入	128
基金取崩収入	363
貸付金元金回収収入	24
資産売却収入	2
その他の収入	38
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 722</b>
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	1,028
地方債等償還支出	1,028
その他の支出	-
財務活動収入	653
地方債等発行収入	653
その他の収入	-
<b>財務活動収支</b>	<b>△ 375</b>
<b>本年度資金収支額</b>	<b>△ 220</b>
前年度末資金残高	1,598
比例連結割合変更に伴う差額	-
<b>本年度末資金残高</b>	<b>1,377</b>
前年度末歳計外現金残高	15
本年度歳計外現金増減額	2,316
本年度末歳計外現金残高	2,332
本年度末現金預金残高	3,709

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

## 全体会計財務書類に係る注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

##### ② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、経常収益その他へ振り替えております。

##### ④ 損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

また、当期繰入額がマイナスとなった場合は、臨時利益へ振り替えております。

#### (5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

##### ② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

### 2. 重要な会計方針の変更等

#### (1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計制度研究会」報告に基づき、「新統一的な基準」への移行を行っております。これに伴い、固定資産台帳の作成に基づく、固定資産の表示等を行っていません。

### 3. 重要な後発事象

#### (1) 主要な業務の改廃

特になし

#### (2) 地方財政制度の大幅な改正

特になし

#### (3) 組織・機構の大幅な変更

特になし

#### (4) 重大な災害等の発生

特になし

#### (5) その他重要な後発事象

特になし

#### 4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

特になし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

特になし

(3) その他主要な偶発債務

特になし

#### 5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

① 一般会計

② 学校給食特別会計（全部連結）

③ 国民健康保険事業特別会計（全部連結）

④ 介護保険事業特別会計（全部連結）

⑤ 後期高齢者医療特別会計（全部連結）

⑥ 水道事業会計（全部連結）

⑦ 下水道事業会計（全部連結）

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

特になし

(3) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(4) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(5) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

なし

(6) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

なし

(7) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース  
債務金額 なし